

「第5期志木市地域福祉計画、第2期志木市再犯防止推進計画、第3期志木市成年後見制度利用促進基本計画」（素案）について

1 意見公募期間

令和6年12月3日(火) ～ 令和7年1月6日(月)

2 計画(素案)の公開場所

市ホームページ、共生社会推進課、市民サービスステーション、柳瀬川駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、健康増進センター、児童発達相談センター、教育サポートセンター

3 意見募集状況

人数		意見件数
個人	団体	
2人	0	2件

区分	
◎	意見を反映し、修正・加除(一部を含む)を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他

No	頁	公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
1	全体	<p>■バリアフリーおよびノーマライゼーション 現在の志木市はバリアフリーおよびノーマライゼーションにどれだけ真剣に取り組んでいるか強い疑問がある。例えば、いろは親水公園の中洲は中央の広くきれいな入口の石畳は10cmの段差が何段もあり健常者専用、スロープは向かって左、点字ブロックは向かって右に回らせるなど、弱者を分離し、皆が同じ入口を使うというノーマライゼーションとは真逆の作りになっている。なおこの点字ブロックは旧村山快哉堂まで直線距離わずか30m足らずのところをカフェの裏手を回らせたため8箇所の曲折と2箇所の途絶があり、真のバリアフリーには程遠い。これらを作ったのは第4期志木市地域福祉計画期間中の2022年である。他にも市役所新庁舎の入口は横長の階段が延々と続きスロープは端、栄橋の歩道には何年経っても点字ブロックが設置されず本町方面から市役所に到達できないなどというのも象徴的である。今後建設される公共施設においてはスローガン倒れにならない真のバリアフリーおよびノーマライゼーションに真剣に取り組むべきである。そのためには計画・設計段階で当事者や専門家の意見をしっかりと聞き取り入れることを必須とする条例を制定すべきである。</p> <p>■散歩に出たくなる街づくり 高齢者や障害者のみならず、すべての市民の心身の健康づくりの土台として、市民がより気軽に散歩に出られる街づくり、「散歩に出たくなる街づくり」を提案する。具体的には以下の施策からはじめたい。 ・現在行われている街なかにベンチを増やす施策の継続・拡大 特に高齢者にとって散歩中に休憩できる場所が多数あることは散歩に出ようかという大きな契機になる。また赤ちゃんや幼児連れの人にとってもベンチの有無は重要である ・水飲み場 街なかに無料で水分補給できる場所が充分にあることも重要である。志木駅(新座市ではあるが)前・柳瀬川駅前・いろは親水公園中洲・市役所前広場・新河岸川と柳瀬川の遊歩道などをはじめ所要所に水飲み場を設置すべきである ・点字ブロック すべての歩道に点字ブロックを設置すること、現在各地で取り組まれている点字ブロックとスマホの連動機能(点字ブロックから案内情報が出る)などを積極的に取り入れること、あるいは視覚障害者用のナビ機能を持つシューズの普及を推進する、これらにより日本一視覚障害者が外に出かけやすい街を目指すことを提案する ・段差解消 車椅子・ベビーカー・カートを使う高齢者などにとって街なかにある段差のバリア解消は重要である。志木市は日本で6番目に面積が小さい市なのだからその小ささを活かして「段差ゼロの街」をめざしたい</p>	<p>ご意見のありました、市庁舎、いろは親水公園、さらには新複合施設を含む新たな公共施設を整備する際には、福祉のまちづくり条例等に基づきバリアフリーやノーマライゼーションを含めた検討を行っており、すでに供用が開始されている市庁舎、いろは親水公園については、必要なバリアフリー設備等を設置したところです。新複合施設につきましても同様の検討を進めているところであり、当事者である障がい者団体にもヒアリングを行い、そのご意見を踏まえた設計を実施しております。</p> <p>また、本市では、令和5年4月に「志木市地域共生社会を実現するための条例」を制定するとともに、志木市障がい者計画・志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画におきましてバリアフリーやノーマライゼーションの推進を掲げており、ご意見にあります趣旨につきましては、当該条例等に含めているところです。</p> <p>また、散歩に出たくなる街づくりとしましては、歩道空間に誰もが休憩できる「いこいのベンチ設置事業」や、誰もが安心して歩きやすい歩道の整備に向け、街路樹の根上がりによる段差の解消や、視覚障がい者警告用ブロックの設置等に取り組んでいるところでありますので、頂いたご意見・ご提案につきましても、整備担当課に共有してまいります。</p>	○
2	44	<p>【「基幹福祉相談センターと相談機関との連携」のところ】 若年性認知症や脳卒中の後遺症で高次脳機能障害となった第2号被保険者の方などが、介護保険サービス、障害福祉サービスが連携して支援ができる体制づくりを位置づけていただけると嬉しく存じます。</p>	<p>ご意見のありました点につきましては、44頁表中のNo.3「基幹福祉相談センターと相談機関との連携」の内容の中で、「高齢者、障がい者、生活困窮等の分野を超えた地域生活課題」と記載をされており、そこには若年性認知症や高次脳機能障がいの方についても含めております。なお、志木市障がい者計画・志木市障がい福祉計画・志木市障がい児福祉計画におきましては、若年性認知症や高次脳機能障がいの方に関する内容につきましても掲載をしております。</p>	○